

晴海選手村住民監査請求の請求人の皆様

2017年7月31日

晴海選手村土地投げ売りを正す会

拝啓 皆様が請求人となって5月19日に申し立てた晴海選手村の住民監査請求は、6月15日に意見陳述の手續が行われ、請求人側からは、淵脇みどり弁護士、中野幸則さん、田辺七郎さん（中野さんが代読）が意見を述べました。

東京都監査委員は、7月19日付で、監査結果として「監査請求には理由がない」という判断を下しました。

この結果は、とても悔しく残念なものです。しかし、監査結果（本文78頁、東京都監査事務局のホームページからご覧いただくことができます）を見ると、監査委員は、判断するに当たり、東京都に対し、「都議会等において十分説明しているのか」等九つの質問をし、さらに国土交通省に対し四つ、オリンピック・パラリンピック準備局に対し三つの質問をしています。

その上で、「結論」のあとに『意見』として

「都が、地権者、施工者、認可権者の三つの役割を併せ持つ・・・ことにより、本件土地の処分を巡る一連の手續きが、中立的かつ公正な監視や牽制の下で行われないと懸念を生む状況が生じた。・・・上記の状況を踏まえれば、都には、内部牽制体制の構築や、事業手法決定に関する情報公開などについて、通常以上の対応が求められる。本件事業の今後の実施に際しては、重要な決定に当たり、専門家の意見を十分に聞く等の内部牽制体制を強化すること、意思決定過程及び決定内容についてきめ細やかな対外説明を行うことなどにより、これまで以上に透明性の確保に努められたい。」と東京都に厳しく求めています。

これは、極めて異例なことで、本件の本質に迫っています。住民訴訟や、今後の運動に生かせるものです。

この監査結果が出てから30日以内に住民訴訟を起こすことができます。

そのために、私たちは7月26日開催の監査結果報告集会で、住民訴訟を起こすことを確認し、意思統一を行いました。さらに司法の場で、この事業の問題点を追及し、明らかにしていきたいと思います。

住民訴訟を起こすことができるのは、住民監査請求で請求人となった皆様に限られます。是非、提訴に当たり、下記のとおりのご負担をご理解いただき、裁判への委任状提出、原告団結成総会への出席方よろしく願いいたします。

記

- 1 提訴に際して納めていただく金額（印紙代、コピー代の実費、弁護士費用等）

1口 2000円（2口、3口、5口大口ですとなおさら助かります）

送金先 郵便振替口座 00150-8-407477

加入者名義 臨海都民連

支払期限 なるべく8月9日までに納めください。

- 2 訴訟のため委任状の返送

同封の訴訟委任状に住所 氏名 捺印（2カ所 名前の後と捨印） 認め印

8月9日 原告団総会に持参も可能（委任状の返送先：下記中野幸則住所宛）

- 3 原告団の結成総会（出来るだけ御出席下さい。）

8月9日（水） 15時から17時 江東区文化センター

晴海選手村をめぐる都有地の投げ売り、官製談合の実態を暴き、広く都民さらには国民に伝えるために、ぜひ、住民訴訟の原告になってください。

この問題は、世論に訴えて、大きな支援の輪が広がる重大なテーマです。

ご不明の点があれば、お問い合わせ下さい。

（連絡先）晴海・正す会代表 中野幸則 江東区辰巳1-8-42-205

事務局 市川隆夫 090-1853-5505

2017年4月28日

みなさま

「臨海部開発問題を考える都民連絡会」(臨海都民連)
事務局長 市川隆夫

—モリトモよりも巨額! 所有地を1200億円値引きで大手デベロッパーに!—

「晴海選手村土地投げ売りを正す会」のよびかけ

私たち臨海都民連ではこの間、「晴海五丁目のオリンピック・パラリンピック選手村整備」において、表記のとおり重大な疑惑があることを話し合っていました。そこで、この問題のいっそうの究明と責任の所在を問いただしその是正を求めるために、住民監査請求その他さまざまとりくみを進めることとしました。つきましては、これらの活動を広く積極的に進めるために「晴海選手村土地投げ売りを正す会」(仮称)を立ち上げることを呼びかけます。

▼本会の名称 晴海選手村土地投げ売りを正す会(仮称)

▼本会の事務所と事務局 「臨海部開発問題を考える都民連絡会」(臨海都民連)におきます。

事務所住所 135-0053 東京都江東区辰巳1-8-42-205 中野幸則方
電話番号 090-1853-5505 市川隆夫方

▼本会の目的

本会は「1200億円値引き、相場の十分の一、わずか10万円/㎡」で東京都民の財産である所有地を大手デベロッパーに売り渡す「晴海選手村開発」の疑惑を解明し、その責任追及と是正を求める住民運動を担いもしくは応援することを目的とした会です。

▼本会の活動

疑惑解明と是正活動—必要に応じて住民監査請求、住民訴訟、その他の法的な手段を含めて、住民の活動を担いもしくは応援します。

▼会員

本会の目的に賛同する個人、団体で構成します。随時入会受付、退会も自由とします。

▼会費

1口1000円/年。1口、5口、10口。大口歓迎。

▼その他、会の運営その他については、事務局で今後検討するものとします。

きりとり

■入会を申し込みます。(記載は正確にお願いします)

お名前	住所		
電話	所属	メールアドレス	2017年分会費
			円